

光化学スモッグ緊急時対策の見直しについて

1 はじめに

大気汚染防止法第 23 条及び県民の生活環境の保全等に関する条例第 92 条の規定に基づき、知事は、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合、緊急時の措置をとることとされている。

このため、本県においては、「愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱」及び「愛知県光化学スモッグ緊急時対策取扱要領」を定め、光化学スモッグ発生の緊急時には、光化学スモッグ発令区域に対して、光化学スモッグ注意報等を発令して、県民への周知を行い被害の予防に努めている。

また、光化学スモッグの原因となる窒素酸化物を多く排出する工場については、協力工場として指定（現在、57 工場を指定）し、光化学スモッグ注意報等の発令時にばい煙量の削減措置を求めている。

光化学スモッグ緊急時の発令基準および協力工場への措置内容（要綱、要領）

発令区分	発令基準	措置内容
予報	オキシダント濃度（1時間値）が0.08ppm以上となり、かつ、気象状況からみて注意報等の発令レベルの状態が発生することが予想されるとき	・協力工場に対し、注意報発令時に際し、速やかに所用の措置がとることができるよう準備するとともに、適正な燃焼管理の徹底や不要不急の燃焼の自粛について協力要請
注意報	測定値が0.12ppm以上となり、気象状況からみてその状態が継続すると認められるとき	・協力工場に対し、ばい煙の排出量の20%程度削減するよう勧告
警報	測定値が0.24ppm以上となり、気象状況からみてその状態が継続すると認められるとき	・協力工場に対し、ばい煙の排出量の30%程度削減するよう勧告
重大警報	測定値が0.40ppm以上となり、気象状況からみてその状態が継続すると認められるとき	・協力工場に対し、ばい煙の排出量の40%程度削減し、その他必要な措置をとるよう命令

2 光化学スモッグ発令区域の見直しについて（添付資料参照）

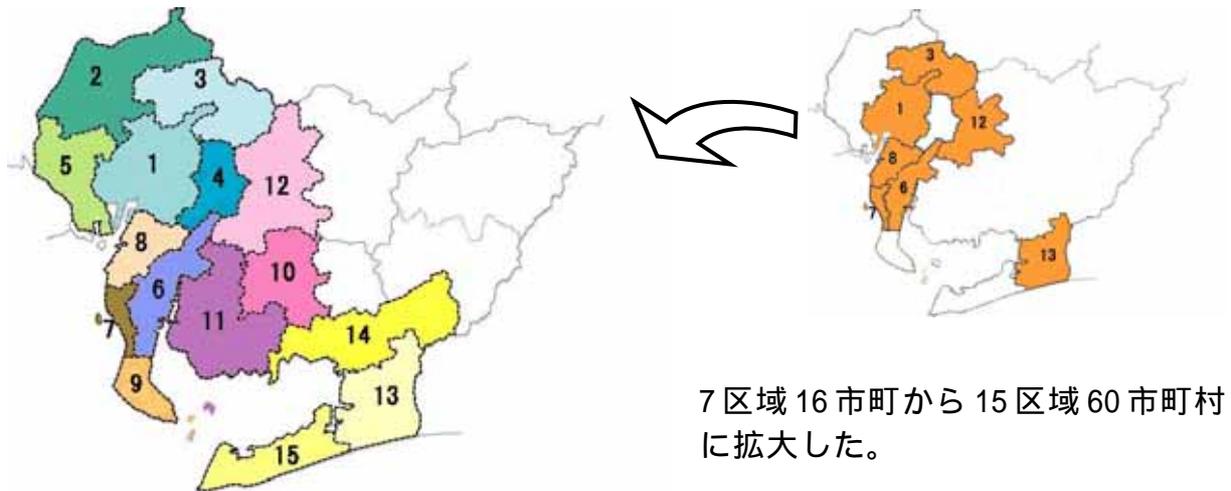
光化学スモッグ注意報等については、昭和 49 年以降、県内の 7 区域 16 市町を発令対象として緊急時対策を実施してきた。

しかし、本県における光化学スモッグ注意報等の発令回数は、昭和 50 年代以降、概ね減少傾向であったものが、平成 15 年度以降再び増えてきている。また、広く県内において、光化学オキシダント濃度が高くなる時間数が多くなってきている状況にある。

光化学スモッグによる被害者についても、昭和 50 年度に 1,787 人を数えたのをピークに減少し、昭和 58 年度から平成 16 年度までは、被害者は発生していなかったが、平成 17 年度には、23 年ぶりに県内で健康被害が発生し、昨年 6 月 27 日には、豊橋市及び田原市で児童、生徒を中心に県内史上 2 番目となる 771 名に光化学スモッグによる健康被害が発生した。

こうした状況を踏まえ、平成 19 年 7 月 27 日に光化学スモッグ注意報等の発令区域を 33 年ぶりに見直し、従来、7 区域 16 市町であったものを 15 区域 60 市町村に拡大した。

光化学スモッグ発令区域の拡大（H19.7.27 より適用）



3 今後の対応

(1) 光化学スモッグ緊急時対応の見直し

近年の光化学スモッグ注意報等発令件数の増加は、愛知県のみでなく全国的に同様の傾向にある。このため、平成20年度に、光化学オキシダント（Ox）の高濃度が出現した事例の解析やOxの原因物質（NOx及び揮発性有機化合物（VOC））の排出源の実態調査を行うとともに、専門家による検討会を設置し、効果的な緊急時対策を検討する。

検討結果を踏まえ、光化学スモッグ緊急時のばい煙及びVOC排出量削減について発令区域内の工場との協力体制を見直すこととする。

(2) 平成20年度の暫定対応

平成20年度の光化学スモッグシーズンにおける緊急時対応については、発令区域内の工場と緊急時の協力体制を検討中であることから、暫定的に次のとおり対応することとする。

VOCに係る協力工場

法に基づくVOC排出施設を設置する工場について、緊急時の連絡体制を整備する。緊急時のVOC排出量削減については、自主的対応の協力を要請する。

ばい煙に係る協力工場

旧発令区域内の工場については現状を維持し、ばい煙量の削減も従来どおりの発令レベルに応じた措置を求める。

新発令区域については、NOx排出量の多い大規模な工場に対し、緊急時の連絡体制を整備する。緊急時のばい煙量削減については、発令レベルに応じた措置を求めず、自主的対応の協力を要請する。